

Title	補正録
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1937
Jtitle	史学 Vol.15, No.4 (1937. 2) ,p.179(691)- 186(698)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19370200-0179">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19370200-0179</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 補正録

橋本増吉

本誌前號所載の「兩周金文の曆法」なる論考中で、その後補足訂正を要する箇所を發見したので、こゝに數言を費したい。

一 周代の金文に見ゆる「初吉・既生霸・既望・既死霸」なる名稱の異例として、二頁の六一九行に令彝・遯段の文句を掲げたつぎに、

とあり、大鼎に

隹十又五年、三月、既霸、丁亥、

とあり、蔡段に、

隹元年、既望、丁亥、

とあり、匍鼎に、

隹四月、既管霸、辰在丁酉、

補正録

とあり、豆閉殷に、

唯王二月、既管霸、辰在戊寅、

とあり、免盤に、

隹五月、初吉、

とあり、徐酷尹鉦に、

隹正月、月初吉、日在庚、

とあるが如き異例も見えてゐる。これ等は恐らく後世その用語の眞意義を忘却せし時代に、たゞ古器物銘の模倣を事とせし、作者の誤刻として認むべきものであらう。或は蔡段（薛氏の尨敦）に「隹元年既望丁亥」と記し、その何月かを脱してゐるのは、稀有の異例で

あるから、郭氏も「既望」は「九月」の誤讀としてゐるが、その字形はなほ疑問の餘地ありとも思はれる。されど、たとひ郭氏の所説を正しいとしても、かの月相の四名稱を掲ぐることなくして、たゞ月名のみを記すのは、たとへば散氏盤に「唯王九月、辰在乙卯、」とあり、景伯戒敦に「佳王正月、辰在庚寅、」とあり、師酉敦に「佳元年正月、王在吳、」と見ゆる如き少數の用例で、その形式上やはり不備なるを免かれない。また恐らく後世に屬すべき性質のものであらう。或はこの場合寧ろ月名を脱落せし、特殊の異例として認むべきものではあるまいか。なほ、金村出土の厚子尊に、

佳十年、四月、吉日、

とあるのは、徐王義楚鐙に、

佳正月、吉日、丁酉、

とあるのと同じ形式であるが、これも亦「初吉」の意義が忘却されし時代に作成されし、他の異例として見るべきもので、曩に掲げし如く、「佳正月、月初吉、日在庚」だの、「佳十月、月吉、」などの實例あるによりて見れば、或は元來「初吉」より脱化變更せしものかとも、推せられるのである。

なる文句を増補し、二頁一〇——一行に互り、「初吉の代りに月吉と記し、或は干支日名を記さずして、單に既生霸なる名稱のみを記せる異例も存するのである」と記せし文句を削りたい。同時に一六頁の七—八行に、「その器物の眞贋については、必ずしも大なる問題とするを要しないのである。」とある文句のつぎに、

かの金村出土厚子尊に「吉日」とあり、令彝に「月吉」とある如き、たゞ後世所作の彝器に見る、二三の例外たるに過ぎないのである。」

との文句を補足したい。これ等の史料は曩に早く書抜いて置いたのであるが、かの論考作成の際、全く忘却して使用しなかつたことは、遺憾である。

なほ、厚子尊は懷履光著洛陽故城古墓考(W. C. White; Tombs of Old Lo-Yang, Shanghai, 1934. p. 44, plate CLXXXIV.)に見えてゐる、二個の記年在銘銅器の一つである。その全銘文は、

隹十年四月吉日、命瓜君厚子、作鑄尊壺、東  
訾康樂我家、辟康叔承受屯德、祈無疆至于萬  
億年、子之子孫之孫、其永用之、

とあるが、郭沫若氏は命瓜は令狐で、今の山西省猗氏縣であり、戰國時代韓に屬したのであるから、令狐君厚子は韓氏の人か或は韓家の官吏で、任に令狐にあり、その歿後洛陽に歸葬せしものなるべしとなし、懷氏も亦全然之れに贊同してゐる(洛陽故城古墓考四四—五頁)。劉節氏は瓜は旬で瓜君は郇君であらうと考定してゐるさうであるが、そ

の何れが正しいか、或はなほ他に解釋の途あるか、未だ斷言を許さない。なほ、銘文中「康叔」の名あるにより、懷氏は厚子を以て衛國の侯家に關係あるものとし、衛が魏に併合されたのは、西紀前五世紀の末であるから、この銅器の銘文は西紀前五世紀末より以前なるべきことを論じてゐる。

けれども、史記によると、衛が全く滅んだのは、西紀前二〇九年で、秦の第二世皇帝の時であり、西紀前五世紀末に始めて韓・魏・趙の三家が諸侯に列したのであるから、その頃魏が衛を併せたとは、何を意味するのか不明である。要するに、その製作の年代を確定することは困難であるけれども、この古墳が大凡戰國末を中心とした、その前後の時代に屬すべきことは、その他の出土品に基いて、推定せらるゝところであるから、この銅器も亦戰國時代に下るものと見るのが穩當であらう。されば、その銘文に「四月吉日」とあるのも、

既に「初吉・既生霸・既望・既死霸」の本來の意義用法が忘却せられ、而も、他の多くの後世所作諸銅器の銘文の如く、單に古銘文の形式を模倣することをなさず、古銘文の「初吉」に對して、その作成の日の「吉日」なることを示す意味に於て、「四月吉日」と刻せしものであらうかと考へる。また以てその製作の後世なる事實を表示するものであらう。

今一つの「虜羌鐘」と稱する金村出土記年在銘銅器は、當面の問題に對しては、直接の關係を有しない。たゞ、その製作年代の問題が、「厚子尊」の製作年代を推定する上に於て、多少の參考となるだけである。蓋し、「虜羌鐘」の銘文はその内容更に詳細で、前者の四十七字なるに對し、六十一字となつて居り、その中には「唯二十又再祀」に始まりて、「晉公」「韓宗」「長城」「平陰」「楚京」など、その製作年代の推定に有用なる文句が多く見えて

ゐるので、或は之れを以て周の靈王二十二年即ち西紀前五五〇年の作製なりとなし、或は周の安王二十二年即ち西紀前三八〇年の作製なりとなす二説があり、對立してゐるのである。予は幾分郭氏の所説に贊同したい傾向を有してゐるが、何れにせよ、既にかの四名稱の眞意義を忘却せる時代に屬するので、厚子尊製作の年代も略々之れに對比せられ得る譯であらう。

二 つぎに、二頁十二行に「かくの如き名稱の用例は、漢書律歷志所引の周書武成に既死霸、同召誥及び今文顧命に既望とあるだけで、」とあるのを、  
……同召誥及び今文顧命に「既望」、詩經小雅  
小明に「初吉」とあるだけで、

と改めたい。隨つて、三頁の四行から六行に互り、「而も、初吉なる名稱が金文に限りて見られる名稱で、その他の記録には全く用例を見ないこと云々」とある、この節の末尾をなす、三行の文句を

削除する。同時に二四頁の終りより四行目に、「曩にも一言せし如く、」とある文句を削り、二五頁の一―二行目に「而も、その兩名は恐らく時代を異にして使用されしものであらう。」とある文句のつぎに、

かの詩經小雅小明に、「初吉」の名稱が見えてゐるのは、現存文書中唯一の實例であらうが、また以てかの詩篇の作成年代が比較的古く、恐らく東周以前に溯るべきことを證するものではあるまいか。

といふ文句を補足したい。詩經小明の文句も曩に早く書抜いて置いたのであるが、前論考作成の際には、全く忘却脱漏したのであつた。

また、一頁の四行目に、「二三の異例を除き、」とあるは、「たゞ後世の偽造と認めらるゝ、二三の異例を除き、」と訂したい。上の一句を脱落したのである。なほ、二二頁八行目に「また古文の常とし

て」とあるのは、「また古○金○文○の○常○と○し○て、」と改めたい。

三 つぎに、一八頁の十二行に、「王氏は十三月を二十九日として元年末に置き、」とあるのは、

王氏は六○月○を○大○と○し○て○大○小○月○を○交○互○に○置○き、

「十三月」を「二十九日」として元年末に置き、

の誤りであり、同頁十四行に、「五年三月に至れば、甲午が朔に當り、王氏が比定せる己丑は三月朔ではなく、」とあるのは、

五年三月に至れば、「甲午」が朔に當り、王氏が比定せる「己丑」とはならないのである。もしまた「己丑」は「乙丑」の誤記とするも、「乙丑」は三月朔ではなく、

の誤りである。随つて、一九頁一行の初めに、「三月朔己丑」とあるのは、「三月朔乙丑」と改め、同頁の一―二行に「宣王二年二月癸未朔と宣王五年

三月己丑朔とは斷じて兩立し得べき性質のものではないはずであるが、とあるのは、

「宣王二年二月癸未朔」と「宣王五年三月己丑朔」とが兩立すべからざるは勿論、「宣王五年三月乙丑朔」とも亦斷じて兩立し得べき性質のものではないはずであるが、

と改めたい。予の不注意による誤記である。

四 それから、二六頁の一四行より二七頁の八行まで十行に亙り、「また、もし劉歆が算定通りに周公攝政五年正月丁巳朔冬至を正しいものとして見れば……」より、「……その前月の十六日庚寅を望として見ることは困難で、望の翌日と見なければならぬ譯であらう。されば、」とある文句全部を削除し、二六頁一二—四行に、「けれども、劉歆のこの算定に對しても、亦予が曩に王國維の算定に對して加へたのと同じの理由による非難が加へらるべきものである。」とある文句のつぎに、

何となれば、周初の曆法が三統曆法と同一の曆法であつたといふ、何等の證據も存しないからである。

といふ文句を増補し、二七頁八—九行の文句を、かの召誥の本文に、一方に於て、「惟三月丙午朔」と記し、他方に於て、「惟二月既望、粵六日乙未」と記したのは、

と改めたい。元來、劉歆は三統曆を以て古今に通じて誤りなきものと認め、之れによりて周初の年代を算定し、「周公七年二月乙亥朔庚寅（十六日）望、後六日得乙未、」なる事を認め、その確信に基いて、「故召誥曰、惟二月既望、粵六日乙未、」と解し、尙書の所謂「既望」は即ち「望」なることを證し得たと、考へたのであらうから、その非難さるべき點は、三統曆を以て古今に通じて誤りなきものと認め、これによりて周初の年代を算定せしそのことであり、その算定の誤謬といふ點ではな

いのである。然るに、予のこの部分に論じたところは、如何にも劉歆の三統暦法によるその算定が、誤謬なりとして非難せしものとの誤解を、讀者に惹起せしむるが如き書方となつてゐるので、飯島忠夫博士は三統暦法によるその算定の誤謬にあらざることを注意されたのであつた。予はこゝに同博士の好意を深謝すると共に、予の論旨を誤解せしむる、この無用の文句を削除したいのである。随つて、これと關聯する註13の全文も、亦無用のものとなるので、同時に之れを削除したい。

なほ、二八頁の二一—二行目に、「云ひ換ふれば、月が昏に現はる、時と、且に殘月となりて、遂に全くその貌を没するまでとの二部に分つて、」とあるのは、

云ひ換ふれば、月が昏に始めて現はる、時から、満月までと、満月の虧け始むる時から、且に殘月となりて、遂に全くその貌を没する

までとの二部に分つて、

と改めたい。意ありて文字足らず、文意を不明にせしことを遺憾とする。

五 なほ、九頁の引用文中、二行目及び四行目の「葬」は「葬」と改め、一〇頁六行目に「又如頌鼎、頌敦、頌壺諸器」とあるは、「又如頌鼎、頌敦、頌壺諸器」と改め、同頁九行に「又云惟四月既旁生霸、粵五日庚戌」とある文句の上に、「又云粵若來二月既死霸、粵五日甲子」なる文句を補足し、一一頁一一行目の「六月既望乙亥」は「惟王元年、六月既望乙亥」と改め、同頁一三行目の「要之」は「要之」となし、二九頁四行目に、「他方に於ては從來の四名稱を以て満足せず、」とある文句の下に、

それまでは、單に「既死霸」なる名稱を以て總稱せし、晦より朏の前日に至るまで、二日或は三日に互る無月光日に對しても、亦何等



かの名稱を作為すべき必要を感ずるに至り、  
こゝに、

なる文句を増補し、同頁一一行目の「漢書律歷志は」を「漢書律歷志に」と改め、三〇頁六行目に「常に三日が朏と考へてゐたので、」とある文句を削除し、三一頁一行目に「然るに、二日を旁死霸と解することは、孟康が之れに注して、」とある文句は、

而も、二日を「旁死霸」と解することは、「霸」を「月光」とすれば、「旁生霸」の比定に窮するので、孟康がこれに注したやうに、と訂正増補したのである。

以上の外にも、補正すべき箇所があるかも知れないが、目下予が氣附いた誤謬の點は、それだけである。もしなほ讀者の指摘を得ば、予の幸とするところである。病後急速に作成せしめたためか、前論考に於て特に脱漏錯誤の多かつたことは、予

の深く遺憾とするところである。たゞその論旨には何等變更すべきものあるを認めない。

附言 詩經小雅小明篇の「二月初吉、載離三寒暑、」なる句に見ゆる「初吉」なる名稱をば、從來の學者は皆「二月初日」の意として解してゐるが、それは支那の古代に於て、「朏」を以て「初吉」と稱し、月初とした時代の存在を知らず、月初は古來常に朔日であると認められた爲めの誤解である。日月交會の事實を知り、「朔望月」が行はれた時代には、朔日の名稱として「既死霸」なる名稱が確定せられ、同時に「初吉」即ち「朏」を意味する名稱としては、「哉生霸」なる名稱が作爲されたはずであるから、もはや「初吉」なる語は使用されなかつたと見るのが、正當であらうと思はれる。その點から見ると、この詩篇はなほ「哉生霸」「旁生霸」などの名稱が作爲されない時代、即ちなほ未だ「朔望月」を知らなかつた時代に作られたもので、金文と略々其時代を同うするものかと、推考せられるのである。尤も、同じく新光月の日を、書經の中では、一方にて「哉生霸」と記しながら、他方にては「朏」とも記してゐるのであるから、また同一時代にこれを「初吉」と記せしことも、絶對になかつたとはいはれまいが、「初吉」なる語の使用されたのが、比較的古い時代で、朔望月時代となり、「哉生霸」なる語の發生後は、間もなくその語の使用が廢れたことは、恐らく疑ひなき事實かと考へる。